

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

処 分 名	漁港施設の利用に関する許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて認定を行った場合に許可する	
根 拠 法 令 名	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)	
条 項	第38条	
所 管 課	空港港湾課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
審査基準	<p>平成15年4月1日伺定め「漁港施設の処分等の許可に係る審査基準について」(平成15年4月1日変更)、漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について(H13.3.30 12水港第4829号・水産省長官通知・技術的助言)の(別添)「従前の漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準」の2に基づき審査する。</p> <p>【根拠法令等】 漁港漁場整備法38</p> <p>(漁港施設の利用) 第三十八条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。</p> <p>平成15年4月1日伺定め「漁港施設の処分等の許可に係る審査基準について」(平成15年4月1日変更) 漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について(H13.3.30 12水港第4829号・水産省長官通知・技術的助言)の(別添)「従前の漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準」の2</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。